

特記仕様書

工 事 名 区画道路改良工事(西深井小学校)

工事場所 流山市大字西深井地先ほか

事業年度 令和 8 年度

第1条 適用

この特記仕様書は、区画道路改良工事(西深井小学校)(以下「工事」という。)に関し、受注者が遵守する、請負契約約款及び土木工事共通仕様書(千葉県土木工事共通仕様書に準ずる)のほかに、特に守らなければならない事項を定めたものである。

第2条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。なお、休日等には日曜日・祝日・夏季休暇・年末年始休暇を含んでいる。

第3条 週休2日制適用工事

- 1 本工事は、週休2日制適用工事である。
- 2 受注者は、週休2日制工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休)以上達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取り組みを希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。
- 4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事要領」に基づき行うこと。

第4条 建設副産物

- 1 「千葉県建設リサイクル推進計画 2016」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画

書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成すること。

- 2 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処分承認申請書」を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- 3 建設廃棄物の処理を委託する場合、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- 4 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督員に提出し確認を受けること。
- 5 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票(及びE票)の写しを提出すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。
- 6 本工事により発生する建設発生土(盛土材)は、埋戻し材としての再利用、施工区域内で仮置き・盛土、流山市発注の別工事先への運搬及び処分場での処分を行うこと。処分場への運搬は、柏市大青田字猪ノ山1657に所在する片道運搬距離3.0kmの(株)NGCを計上している。

本工事により発生するアスファルト殻、コンクリート殻、路盤廃材は産業廃棄物として、再資源化施設へ運搬し処理すること。アスファルト殻の運搬先は、野田市吹砂田2341に所在する片道運搬距離9.6kmの木名瀬商事(株)を計上している。コンクリート殻、路盤廃材の運搬先は、柏市高田1116-32に所在する片道運搬距離4.9kmの(株)丸昭建材を計上している。

本工事により発生する舗装版切断排水は産業廃棄物として、中間処理施設へ運搬し処理すること。運搬先は、野田市西三ヶ尾字溜台340-10

に所在する片道運搬距離 4.1 kmの(有)柏廃材処理センターを計上している。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

第5条 建設リサイクル法

1 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置については、次の各号によるものとする。

1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けされた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受託者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を使用するものとする。

2 請け負おうとする建設業者からの事前説明は、次の各号によるものとする。

1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第6条 環境対策

- 1 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針の規定を順守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

第7条 施工計画の作成

施工に先立ち、施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。

第8条 設計内容との相違

受注者は、現場状況と設計内容に相違する点が確認された場合には、速やかに対応策について検討し、必要に応じ工事打合せ簿を提出し、監督員に報告・協議をしなければならない。

第9条 資材置場等の確保

資材置場・現場事務所用地・仮駐車場用地等については、事業区域内を使用してよいが、その他にも必要となる場合は受注者が確保すること。

第10条 事業損失防止対策

- 1 工事沿線区間内のブロック塀やコンクリートたたき等に破損が確認された場合、その所有者及び住居者の同意を得て、写真撮影・寸法等を記録しておくこと。また、工事施工に支障をきたすことが予想される箇所については、事前に監督員に報告すること。
- 2 工事完了後、事前に調査したブロック塀等の破損が拡大していないか。また、新たに生じていないか調査の上、監督員に報告し、必要により補修等の措置を実施すること。

第11条 法定外の労災保険の付保

受託者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第12条 工程管理

工事履行報告書の様式をもとに1ヶ月ごと(月末)の工事進捗状況を記載し、工程表(適宜様式)及び写真(着工前・進捗状況)を添付し提出すること。

第13条 道路境界の確認

工事着手前に、道路境界測量図等をもとに道路境界の位置を確認し、工事完了後、その位置を再確認すること。

第14条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
- 2 工事施工中及び1日の作業を終了する際は、現場内の整理整頓を実施し、原則として現場内に重機・材料等を置かないこと。やむを得ず、現場内にそれらを置く場合は、通行の支障とならない地点を選定し、バリケード・保安灯等の安全施設を設置すること。
- 3 夜間開放時に段差が生じる箇所については、安全に通行できるような勾配で摺りつけるとともに、予告版や保安灯を設置して安全管理に努めること。

第15条 LED 照明灯の選定

受注者は現地踏査も踏まえ図面上に記した要件を満足する器具を選定すること。

第16条 管理用プレートの設置

受注者は設置する LED 照明灯に、管理プレートを設置するものとする。なお、管理プレートは紫外線や錆等に耐性があり、刻字についても劣化せず、文字認識が容易であるものとする。

第17条 施工管理

本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める「土木工事施工管理基準(令和7年度版)」によるものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等が当施工管理基準により難しい場合は、工事着手前の施工打合せ時に

指示する。

第18条 検査

- 1 受注者は、監督員の指示により検査に必要な書類及び器具を用意しなければならない。
- 2 受検の際、指定したもの以外は全て撤去し、全施工区域の後片付け、清掃をすること。

第19条 電子納品

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。
- 2 電子納品では、図面(CAD及びPDF)と写真帳を電子媒体で正副2部提出する。
- 3 成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4 電子納品は、工事完成検査後、原則として1週間以内に、監督員へ提出すること。

第20条 住民への対応

- 1 受注者は、工事の着工前に自治会長(周辺自治会長等を含む)及び関係住民に工事の内容について、十分に説明し理解と協力を得ることは勿論であるが、工事中についても常時、関係住民に工事の状況及び工程について周知するようにする。また、工事完了の際にも必ず関係住民に報告すること。
- 2 受注者は、作業進行中に苦情・トラブル等があった場合には、速やかに監督員に報告した上で対応すること。その際、工事に起因する修理、修繕等は指示なくも、誠意をもってこれに当たること。

第21条 本仕様に係る問い合わせ先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路建設課 建設2係

電話 04-7150-6094(直通)

FAX 04-7150-2862

メール dourokensetsu@city.nagareyama.chiba.jp

溶融スラグ入りアスファルト混合物 仕 様 書

R 元.12 改定

この仕様書は、流山市で発注する工事で、溶融スラグ入り再生加熱アスファルト合材を使用する工事に適用する。

1. アスファルト混合物の種類

溶融スラグ入り再生密粒度アスファルト混合物（13mm）

2. 配合設計

（1）溶融スラグの配合率

細骨材の一部として利用し、骨材配合で10%以下とする。

（2）アスファルト混合物の配合基準

アスファルト舗装要綱に準じる。

（3）配合設計書添付資料

配合設計にあたり、溶融スラグ使用申込申請書の写しを添付すること。

3. 溶融スラグ

溶融スラグは、流山市クリーンセンターで生成されたものを使用すること。

4. 溶融スラグ引取り場所

流山市クリーンセンター内。

5. 溶融スラグ使用申込

工事着手前に溶融スラグ使用申込書（当該工事の必要量）を、当該工事請負契約書（写）を添付のうえ、流山市クリーンセンターに提出すること。

6. 使用数量の確認

工事完成時に当該工事で受け入れたスラグは、流山市クリーンセンターで発行した溶融スラグ計量伝票の写しで確認するものとする。

7. その他

流山クリーンセンターにおいて当該工事に係る溶融スラグの必要量が確保不可能な場合は、監督員と協議すること。